

議会資料	議案第34号
収税課	

三重地方税管理回収機構規約(平成16年三重県指令地振第04-1021号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の執行の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) 略</p>	<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税並びに<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税</u>に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の執行の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) 略</p>